

## 湧別町立上湧別中学校 いじめ防止基本方針について

### はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の人権及び名誉、教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき定めた、いじめの防止対策に関する本校の基本方針を以下のとおりお知らせいたします。

(本校の「いじめ防止基本方針」より抜粋)

### いじめとは

「いじめ」とは、一定の人的関係※1にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為で、その行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。※2、※3

#### 【いじめの内容 例】

- ◇ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

※1 同じ学校・学級や部活動、塾など、児童生徒がかかわっている仲間や集団などの関係

※2 インターネットを通じて行われるものも含まれます。

※3 行為がいじめに当たるかどうかは、いじめられた側の立場に立って考えます。

### いじめの禁止と学校及び教職員の責務

#### (いじめの禁止)

生徒は、学校の内外を問わず決していじめを行ってはならない。また、いじめを看過してはならない。

#### (学校及び教職員の責務)

学校は、学校の内外を問わずいじめが行われることなく、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめ防止のための対策を講じるものとする。また、全教職員は、全力を挙げていじめの未然防止・早期発見早期対応・再発防止等、いじめ防止に努めるものとする。特に早期発見については、生徒の変化を観る目を養い、いじめの兆候を決して看過しないものとする。

## 上湧別中学校のいじめ防止基本方針

- ◇ 全教育活動を通じて「いじめは絶対に許さない学校」づくりを推進します。
- ◇ 「いじめゼロが上中生の常識」をいじめ防止のスローガンに掲げ、生徒・教職員・保護者一丸となって、全力でいじめ防止に努めます。
- ◇ 学級・学年・部活動等が望ましい集団であるよう指導の充実を図るとともに、生徒一人ひとりの自己有用感・自己存在感の涵養に努めます。
- ◇ 生徒の豊かな情操と道徳心を培うとともに、自他共に尊重する精神を養うために、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図ります。
- ◇ いじめ防止対策については「予防」「対応」「相談」「連携」「組織」「啓発」の6観点から基本的な対策を講じるとともに、特にインターネットを通じて行われるいじめ及び重大事案に対する対策については別に項目を設けます。

## いじめに対する基本的な対策

- ◇ 「予防」に関すること
  - ・ 学級・学年・部活動等での望ましい仲間づくりを推進するとともに、道徳の時間や体験活動、及び人権教育の充実を図ります。
  - ・ 生徒の変化を適切にとらえるために、毎学期「いじめ実態調査」を実施するとともに、毎日の「短学活・昼休み・放課後」の有効活用を図ります。
  - ・ 特に教職員は、いじめの兆候をいち早く察知するために、平時から生徒との関わりを深めるとともに、いじめの兆候を察知した場合は、すみやかにいじめ対応委員会を開催し、その情報を管理職及び全学年で共有します。
  - ・ 生徒相互及び生徒と教職員のコミュニケーションの確立を図ります。
  - ・ 保護者と教職員の信頼関係の確立を図ります。
  - ・ 教育相談活動の充実を図ります。
- ◇ 「対応」に関すること
  - ・ いじめが予見または認知された場合は、迅速に適切な初期対応を行い、早期解決を図ります。
  - ・ 常に被害者の立場に立った対応を心がけます。
  - ・ 学年の枠を超えた組織的な対応により、早期解決を図ります。
  - ・ 対応の各段階においては以下の点に留意し、問題の本質的な解決まで継続的に対応します。
- ◇ 「相談」に関すること
  - ・ 生徒及び保護者と信頼関係を構築することにより、相談しやすい環境を整えます。
  - ・ 教育相談活動の充実を図ります。(三者相談、二者相談の定期開催、チャンス相談の効果的実施)
  - ・ SC及びSSWを効果的に活用することにより、幅広い情報収集に努めます。
  - ・ 学校に相談できずに問題が深刻化することを防ぐために、生徒及び保護者に外部相談機関を周知します。

◇ 「連携」に関すること

- ・ 三者相談、PTA活動及び部活動保護者会などあらゆる機会を利用して、保護者との連携を十分に図ります。
- ・ 学校だより、学級だより、懇談会等を通じた適切な情報提供に努めるとともに、積極的に地域行事等に参加することで、地域住民との連携を深めます。
- ・ 生徒指導連絡協議会を定期的に開催することにより、関係機関との連携を十分に深めておきます。

◇ 「組織」に関すること

- ・ 本基本方針の履行に中心的役割を担ういじめ対応委員会を設置します。

(いじめ対応委員会の主な活動)

「いじめ実態調査」アンケートの実施

教職員のいじめに関する研修の立案・実施

その他いじめ防止・早期発見早期対応・解決・再発防止等について必要な事項

◇ 「啓発」に関すること

- ・ 三者相談、二者懇談、教育相談時の実施、いじめ防止の保護者向けパンフレットを全家庭に配付します。
- ・ 学校便り等による適宜適切な情報を掲載します。
- ・ 授業参観時などを活用し、保護者への啓発活動に努めます。
- ・ いじめ防止の教育については、年間指導計画を作成し全教職員共通理解のもと推進します。
- ・ いじめに関する事例研究会を開催し、教職員のいじめに対する対応力を高めます。

### インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネットを通じて行われるいじめについては、把握することが困難であるばかりでなく、一度発生した場合、事態の広域化・複雑化・長期化が懸念されることから、十分な対策を講じます。

◇ 学校で行う対策

- ・ 情報モラル教育の充実を図るとともに、インターネット社会の功罪に関する講演会を開催します。
- ・ 携帯電話、スマートフォン等の校内への持ち込み及び校内での使用を禁止します。

◇ 発生時の対応について

- ・ 教育委員会・警察・サーバー管理会社等、関係機関との連携を密にし、すみやかに現況の回復がなされるよう努めます。
- ・ 被害生徒・保護者への支援及び加害生徒・保護者への指導を十分に行うとともに、事案の推移については特に継続的に注視し、再発防止に万全を尽くします。

保護者の皆様  
へのお願い

◇ お子様のスマートフォン、パソコン等の使用については、保護者の責任及び監督下で行われますよう、ご協力をお願いします。

◇ SNS や掲示板等について、いじめにつながるような書き込みをすることのないよう、日常にご家庭での指導をお願いします。

## 重大事案への対応

### （「重大事態」とは）

生徒の生命・心身又は財産に重大な被害があり、又は相当期間にわたり被害生徒が欠席を余儀なくされる、あるいは多人数によるいじめが相当期間継続している状態

重大事案の対応については、次の点に留意しながら厳正に対応するものとします。

- ◇ すみやかに町教育委員会に事案発生の報告をするとともに、必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請します。
- ◇ 被害生徒について、いじめの解決が困難な場合、又は解決しても登校が困難など、学校生活に著しい支障を来す場合は、被害生徒の今後について教育委員会と協議します。
- ◇ 加害生徒について、改善がのぞめず被害生徒の学校生活に著しい支障を来す場合は、加害生徒の今後について教育委員会と協議します。

## いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされている必要があります。

※ただし、要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒の関係修復状況など他の事情も勘案して判断する場合があります。

### (1) いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、相当の期間継続している必要があります。
- ・期間は少なくとも3か月を目安とします。
- ・さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定することもあります。

### (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていない状態である必要があります。
- ・被害生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認することが必要です。

学校には、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任があります。

## いじめに関するご相談は

まずは身近な  
人に相談して  
ください

相談先にお困りの場合は…

湧別町教育委員会(教育アドバイザー) 01586-5-3143

オホーツク教育局相談電話 0152-44-7262

子ども相談支援センター 0120-3882-56

(メールの場合 [sodan-center@hokkaido-c.ed.jp](mailto:sodan-center@hokkaido-c.ed.jp))